

生の支援について考えていきます。

よって本計画は、次のような基本方針に基づき推進していきます。

- (1) 家庭・地域における読書活動の推進
- (2) 学校における読書活動の推進（小学校・中学校）
- (3) 幼稚園・保育所・児童館における読書活動の推進
- (4) 市立図書館等における読書活動の推進

5 計画の期間

なお、この計画は平成19年度から平成23年度までの5カ年間とし、その後も必要に応じて見直していきます。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) ブックスタート事業

子どもの読書習慣は、家庭での親子のふれあいや、豊かなコミュニケーションの中で形成されるものであり、毎日の家庭生活の中で、親が積極的に関わっていくことが大切です。

しかし、核家族化、少子化が進んでいる現在、家庭の力が弱くなっていることは否めません。そのために、誕生間もない時期からの、親子のコミュニケーションを、本を仲立ちにして行う、ブックスタート事業を市では行っています。

中央市では、市で誕生したすべての赤ちゃんとその保護者を対象に、「ブックスタート事業」を実施しています。赤ちゃんとその保護者が、絵本を通してコミュニケーションをはかり、心豊かな子どもに育ててほしいという願いを込めて実施しているものです。この事業をさらに充実させ、赤ちゃんと保護者とのよりよい人間関係が、絵本を介して成されるよう事業を推進します。

方法は、4ヶ月健診時に、図書館員が健診場所に出向き、子どもに絵本を読み聞かせながら、手渡します。

合併後（対象2006年2月以降誕生の子ども）、実施したブックスタート絵本配付率は、およそ92.4%となっています。当日渡せなかった場合のフォローは、次回の健診時に渡すようにしています。

ブックスタートの目的である「すべての赤ちゃんに」本が渡せるように努めます。

その後の本の利用状況等の追跡調査をアンケート等でおこない、以後の事業の参考にします。

この事業の推進のために、研修の機会を設け、ボランティアの育成に努めます。

この事業は、健康推進課との協働事業とします。

(2) 講座や研修の機会の充実

乳幼児をもつ親や、妊産婦及びその家族のために、学習の機会を設定します。読み聞かせのための講座や講演会を行い、家庭での読書や子どもへの読み聞かせを支援します。

また、妊産婦を対象に実施している、健康推進課の事業「母親学級」のなかで、絵本の紹介の時間を設け、啓発の機会とします。



「えほんとのであい」事業

(3) 家庭での親子読書等の推進

学校・幼稚園・保育所等のPTA活動等を通して、読書の必要性を啓発していくよう努めます。テレビ、ビデオ、ゲーム等に関わる時間を読書に向けていくよう、PTA活動、保護者会等で話し合いの場を設け、親子読書などを推進していきます。

(4) 地区住民や民間団体との協働による推進

子どもと、地域の大人とのふれあいの場がもてるよう努めます。それぞれの地区の民間団体等との協働をはかり、子どもが本の読み聞かせや、おはなし会を楽しめるように努めます。

2 学校における子どもの読書活動の推進

学校図書館は国語を始めとして各教科、総合的な学習の時間等や調べ学習など多様な目的で活用されています。これらの学習活動をさらに充実させるために、児童・生徒の読書への興味・関心を高めていく必要があります。

また、学校図書館は子どもにとって、生涯にわたる読書生活、読書習慣の基礎となる重要な場でもあります。その意味で、学校図書館の果たす役割は、計り知れないものがあります。

計画では次のようなことを目指します。

小学校では、本に親しみ、読書の楽しさを知り、読書の習慣を身につけることを目指します。

中学校では、幅広い読書をこころがけ、進路の選択や、生き方を探ることを目指します。

高等学校については、「基本方針」に示した通りです。

(1) 次のような具体的な取り組みを通して読書活動の推進を図ります。

- ・朝の読書の充実や読みきかせ、ブックトーク等の実施
- ・全校一斉読書や図書集会の実施
- ・図書委員会の活動の活発化
- ・図書だよりの発行
- ・新着図書の紹介や、おすすめ本の紹介
- ・学級文庫の設置
- ・読書週間中のイベントの実施
- ・月ごとのテーマにそった展示や掲示
- ・各教科での読書推進の取り組み

(2) 学校の図書資料の充実

平成5年に旧文部省は、学校図書館の果たす役割の重要性に鑑み、「学校図書館図書標準」を設定しました。中央市の小学校6校、中学校2校はすべてこの標準値を超えています。充足率は小学校6校の平均が153%、中学校2校の平均が120%の高い達成率となっています。

学校図書館には「全国学校図書館協議会図書選定基準」及び「学校図書館図書廃棄規準」が設けられており、これに従って図書の収集・廃棄を行っています。

学校図書館は、普遍性の高い、基本的な蔵書を心がけることはもちろんですが、めまぐるしく変化する世界の情報や、新鮮な情報も重要です。これに対応していくためには、常に新しい資料を補充していく必要があります。

学校図書館は児童・生徒の自由な読書活動の場として、学習に対する興味・関心を呼び起こしたり、豊かな心を育む機能と、調べ学習の資料提供の機能があります。学校図書館の本については、その充足率に満足せず、さらに内容について、各学校の蔵書を分析し、図書資料の一層の整備・充実を図っていきます。

(3) 学校司書の研修の推進（「中央市司書連絡会」の設置）

中央市のすべての小中学校には既に学校司書が配置されています。山梨県教育委員会では、計画的に司書教諭や学校司書の研修を行っていますが、今後も県の研修会への積極的な参加を行っていただくだけでなく、市においても研修や情報交換の機会を設けます。

中央市では、年間3回程度市立図書館司書と学校司書との、研修や情報交換の機会を設け、子どもに提供する本の検討や子どもの動向等について、研修及び情報交換の機会を設けます。またこの会においては、子どもの読書案内として、おすすめ本のリスト作成に取り組みます。

(4) 市立図書館や図書館ボランティアとの連携

市立図書館の本については、総合的な学習の時間・調べ学習・読書の時間・学級文庫等で必要な本の団体貸出と配達システムの活用を推進します。また朝の読書や読書週間中の読み聞かせには、計画に応じて、図書館ボランティア等の協力を得て、子どもに新しい読書の楽しさを提供します。



図書館ボランティアさんとの
おはなしカーニバル

(5) 家庭・保護者との連携と親子読書の推進

子どもは家庭の影響を強く受けつつ成長していきます。よって、学校は、家庭・保護者と連携協力して、家庭における子どもの読書活動を推進していくことが必要です。そのためには、学級通信や、校内のあらゆる機会を通じて、読書推進の啓発を行っていく必要があります。

また、親子読書の推進を図ります。

(6) 市内学校図書館資料の有効活用

中央市には、小学校6校、中学校2校の計8つの学校がありますが、これらの学校間、図書館と学校、図書館間等はネットワークの構築がなされています。学校から他の学校や図書館の資料を検索・予約して借りることができます。また配送のシステムが整っていますので、このシステムを利用して本を配送してもらうことができます。市内の各学校や図書館相互の連携を図り、図書資料の有効な活用を図ります。

3 幼稚園・保育所・児童館等における読書活動の推進

子どもは成長するに従って、家庭から地域へと行動の範囲を広げていきます。その子どもたちの受け皿になる場所が、幼稚園・保育所であり、また児童館や放課後の学童児童クラブ（学童保育）等です。

中央市には別添の資料で示しているように、公立、私立あわせて、9つの幼稚園・保育所と、11の児童館があります。また公立・私立等9施設で放課後児童クラブを開設しています。

この施設を利用する子どもは、読書を楽しみながら、本に親しんでいく大切な年齢ですが、これらの施設の多くは、図書の数も少なく、また読書専用のスペースも整備されていません。子どもたちが長い時間を過ごすこれらの施設の読書環境を整え、読書への動機付けがなされるよう努めます。

(1) 幼稚園・保育所における推進

幼稚園・保育所では幼児が絵本やおはなし、紙芝居に親しみ、読書の楽しさと出会えるよう、読み聞かせ等の機会を設けます。

また、幼稚園・保育所の図書資料の充実を図り、幼児が日常的に本に親しみ、楽しめるような環境を整えるよう努めます。



保育園への読み聞かせ

(2) 児童館・放課後児童クラブにおける推進

児童館や放課後児童クラブでは、母親によるボランティアの組織があり、定期的な読みきかせ等を行っている施設もありますが、多くは施設の職員に任されています。それぞれの施設において、図書を充実させ、職員やボランティアによるおはなし会や読みきかせを実施します。

(3) 保護者やボランティアとの連携・協力

子どもによりよい読書環境を提供するため、ボランティアや保護者等との連携を図り、読み聞かせや、おはなし会等の充実を図ります。

4 市立図書館等における読書活動の推進

中央市立図書館は、玉穂生涯学習館と田富図書館の2館ですが、4月からは豊富図書館（分館）も新設され、合計3館となり、読書活動の拠点となります。これらの図書館はネットワークシステムと配送システムが整備されていますので、利用者は、市内どの図書館でも共通のサービスを受けることができます。

図書館は市民に様々な情報を提供し、市民の生活の向上に役立てるよう

努めます。また、子どもたちの多様な要望に応えられるよう、適切な資料の提供や、楽しく有意義な事業等を実施していきます。

(1) 図書館資料の整備・充実

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちの要望に応えられるような、豊富で多様な資料の整備が必要です。

中央市立図書館2館の合計蔵書数は204,048冊（H19/3/13日現在）内子どもの本は、57,212冊で全体の28%です。4月にオープンする豊富図書館（分館）は、児童書を中心に10,000冊の蔵書を予定していますので、子ども向けの本の一層の充実が図られます。

(2) 乳幼児へのサービス

「家庭における読書活動の推進」の項でも述べたように、本を介して親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、健康推進課と協働して、「ブックスタート事業」を推進します。

(3) おはなし会などの実施

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、図書館では図書館ボランティアの協力により、0歳から小学生を対象として、定期的に読み聞かせやブックトーク、おはなし、パネルシアター、紙芝居などを行います。実施に当たっては、各図書館で年間計画を立てて実施し、チラシ等による広報活動にも努めます。



おはなし会

(4) レファレンスサービスの充実

レファレンス（利用者からの質問に応えるサービス）は、図書館の大切な業務になっていますが、子どもたちが自発的に調べ学習ができるように、職員が対応し、支援します。

(5) 図書館の情報化

子どもの本をはじめとして、市立図書館に所蔵するすべての資料は、図

書館のホームページで公開しています。図書館の利用者は個人のパソコンから資料を検索することができます。また家庭では、必要な手続きを経て、インターネット上からも、資料を予約することができます。

また、図書資料の情報の提供やホームページなどの一層の充実に努めます。

(6) 子どもの読書推進に関わる事業の実施

子どもの読書期間中の行事、図書館まつり、クリスマス会、夏休みの行事、講演会など子どもたちが楽しむことができ、それを契機として本に親しめるような行事を計画し実施していきます。

また保護者に読書の大切さを伝える啓発事業や、子育て支援に繋がるような講演会や講座などを実施します。

(7) 職場体験の機会の提供

市内の児童生徒を対象に、図書館の仕事に支障のない限り、職場体験の機会を提供します。

(8) 読み聞かせの支援

図書館業務に支障のない範囲で、市内の保育園・幼稚園等への読み聞かせの出前を行います。

(9) 病院に入院中の子どもへの支援

中央市には山梨大学附属病院がありますが、そこで入院加療している子どもたちのために、小児科病棟に毎月1回、本や紙芝居などの貸出しをして配本しています。



小児科病棟での本の入れ替え

(10) 障害のある子どもへの読書活動の支援

障害のある子どもたちへの支援のため、資料の整備を図るとともに、読み聞かせの出前などを行います。

(11) 在住外国人の子ども読書活動の支援

在住外国人の子どもたちへの支援のため、図書館は外国語資料の収集や

利用案内の作成などサービスの充実を図り、資料の提供を行います。

(12) 青少年(小学校高学年、中学生、高校生)への支援

子どもは、この時期になると学校での部活動や勉強に追われ、学校生活が中心になりがちです。そのため、これまでの読書習慣を継続することが困難になります。図書館では、読書離れが進む、中高生を対象としたヤングアダルト図書(おおむね12歳から18歳の読者を対象として企画、執筆される図書)の充実に努めます。

また、積極的に調べ学習・総合的な学習の時間の支援が行えるよう、地域資料の充実を図ります。

5 推進体制の整備

本計画を推進するに当たっては、各機関の連携・協力、職員の研修体制や、財政上の措置などがあってはじめて円滑な、実を伴った読書活動の推進が図られます。よって、十分に成果が得られるよう、推進体制の整備に努めます。

(1) 専門職員の育成と研修体制の確立

本計画推進の基礎となるのは、子どもの読書に関する専門の知識や、読みかせなどの技術を持った人的配置の確保です。そのために、学校図書館職員や公立図書館職員の専門的な研修への参加や、職場内での研修を行う体制を整え、活動の担い手を育成します。

また、これらの専門職員が、継続して子どもの読書活動の推進に取り組めるよう、職員の養成に努めます。

(2) 財政上の措置

本計画の方策を具体的に実現するため、市、関係機関、団体等それぞれが財政上の措置を講ずるよう努めます。また必要に応じて、国や県に働きかけます。